請願第2号

令和元年5月28日

大崎市議会議長 佐藤和好殿

介護予防施策のさらなる推進を求める請願

1. 請願の趣旨

今後、大崎市の地域包括ケア体制充実のために介護予防施策のさらなる推進を求めるもの。

2. 請願の理由

平成26年の介護保険法改正に伴い、介護予防・日常生活支援総合事業(以下「総合事業」)が平成30年4月から全国一斉で開始され、平成30年度内の宮城県内の総合事業の実施状況は、緩和型通所介護事業の整備状況2市、現行相当通所介護事業での総合事業の実施状況は12市20町1村の現状です。

大崎市においても今後さらなる高齢化の進展が予想されます。しかし、事業者にあっては、職員不足、介護保険法における基本報酬単価は減額が進み健全な事業運営が困難になりつつあります。そのような中、既存の通所介護施設のみならず、緩和型通所介護施設を開設することにより、要支援や要介護状態から脱する環境整備が求められています。

具体的には、地域資源として既存の事業所(例えば接骨院、整骨院、鍼灸指 圧院、整体院)で要支援者を受け入れ、改善(軽度化加算)をできる支援体制 を実施していくことです。

大崎市においても、緩和型通所介護施設の開設を検討いただき、要支援者と 要介護者の介護サービスの棲み分けを図り、市民が安心して暮らせる環境整備 を行っていただくことを請願いたします。

請願者

宮城県仙台市青葉区上杉2-9-8 一般社団法人 宮城県柔道整復師会 代表理事 櫻田 裕